入札参加資格者 各位

須崎市長 楠瀬 耕作

業務委託における最低制限価格制度の設定範囲の変更について(お知らせ)

平素は、須崎市行政の円滑な運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では業務委託の適切な履行、ダンピング受注の排除、労働環境の確保、下請請負業者へのしわ寄せ防止などを 目的とし最低制限価格制度を導入しております。

令和6年6月以降に指名・公告する業務委託については最低制限価格の設定範囲を変更します。

記

1.対象業務について

競争入札に付する業務のうち、次に掲げるもの

- ①測量業務、②建築関係の建設コンサルタント業務、③土木関係の建設コンサルタント業務
- ④地質調査業務、⑤補償関係コンサルタント業務、⑥その他の業務

2.最低制限価格の範囲について

①~⑥の業務それぞれの計算式(非公表)により得られた最低制限価格を、予定価格で除して得た割合で「3. 最低制限価格の端数処理及び割合について」中の表に当てはめる。

3.最低制限価格の端数処理及び割合について

請負対象金額(税抜)が100万円以上の場合、端数は万円未満切り捨てとする。請負対象金額(税抜)が100万円未満の場合、端数は千円未満切り捨てとする。

・測量業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額(税抜)が 100 万円以上の場合

測量業務の計算式により得	10 分の 8.2 を超える場合	10分の8.2から10分の6の	10 分の 6 に満たない場合
られた割合		場合	
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
端数処理	8.2	より算定した割合	端数は万円未満切り上げ
	端数は万円未満切り捨て	端数は万円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は万円未満</u>	
		切り上げ	

業務の請負対象金額(税抜)が100万円未満場合

測量業務の計算式により得	10 分の 8.2 を超える場合	10分の8.2から10分の6の	10 分の 6 に満たない場合
られた割合		場合	
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
	8.2	より算定した割合	端数は千円未満切り上げ
端数処理	端数は千円未満切り捨て	端数は千円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は千円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

・建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額(税抜)が 100 万円以上の場合

建築関係の建設コンサルタ			
ント業務、土木関係の建設コ		10 \\ \D \ \D \ \D \ \C \ \D \\ \D \ \D \\ \D \ \D \\ \D \ \C \ \D \\ \D \\ \D \ \D \\	
ンサルタント業務及び補償	10 分の <u>8.1</u> を超える場合	10分の <u>8.1</u> から10分の6の 場合	10分の6に満たない場合
コンサルタント業務の計算			
式により得られた割合			
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
	<u>8.1</u>	より算定した割合	端数は万円未満切り上げ
端数処理	端数は万円未満切り捨て	端数は万円未満切り捨て	
が一致スピュ		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は万円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

業務の請負対象金額(税抜)が100万円未満の場合

建築関係の建設コンサルタ			
ント業務、土木関係の建設コ		10分の8.1から10分の6の	
ンサルタント業務及び補償	10 分の <u>8.1</u> を超える場合	10分の <u>8.1</u> から10分の6の 場合	10 分の 6 に満たない場合
コンサルタント業務の計算			
式により得られた割合			
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
	<u>8.1</u>	より算定した割合	端数は千円未満切り上げ
端数処理	端数は千円未満切り捨て	端数は千円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は千円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

・地質調査業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額(税抜)が100万円以上の場合

地質調査業務の計算式によ	10 八の 0 とた切らて担人	10分の8.5から3分の2の	0.八ののに洪たむい担人
り得られた割合	10 分の 8.5 を超える場合	場合	3 分の 2 に満たない場合
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額(税抜)×3分の2
	8.5	より算定した割合	端数は万円未満切り上げ
端数処理	端数は万円未満切り捨て	端数は万円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は万円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

業務の請負対象金額(税抜)が100万円未満の場合

地質調査業務の計算式によ	10八の0とた切さて担人	10分の8.5から3分の2の	の八ののに進むかい担人
り得られた割合	10 分の 8.5 を超える場合	場合	3分の2に満たない場合
	設計金額(税抜)×10 分の	設計金額 (税抜)×計算式に	設計金額(税抜)×3分の2
端数処理	8.5	より算定した割合	端数は千円未満切り上げ
	端数は千円未満切り捨て	端数は千円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は千円未満</u>	
		切り上げ	

・その他の業務についての端数処理及び割合について

業務の請負対象金額(税抜)が100万円以上の場合

その他業務の計算式により	10 八の 0 た切らて担人	10 分の 8 から 10 分の 6 の	10 八の 0 に滞たむい担合
得られた割合	10 分の 8 を超える場合	場合	10 分の 6 に満たない場合
	設計金額 (税抜) ×10 分の 8	設計金額 (税抜) ×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
	端数は万円未満切り捨て	より算定した割合	端数は万円未満切り上げ
端数処理		端数は万円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は万円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

業務の請負対象金額(税抜)が100万円未満の場合

その他業務の計算式により	10 八ののた切さて組入	10分の8から10分の6の	10 八の 0 に滞たむい担人
得られた割合	10 分の 8 を超える場合	場合	10 分の 6 に満たない場合
	設計金額 (税抜) ×10 分の 8	設計金額 (税抜)×計算式に	設計金額 (税抜) ×10 分の 6
	端数は千円未満切り捨て	より算定した割合	端数は千円未満切り上げ
端数処理		端数は千円未満切り捨て	
		<u>※切り捨てにより 10 分の 6</u>	
		<u>に満たない場合は千円未満</u>	
		<u>切り上げ</u>	

【問い合わせ先】

須崎市総務課総務管財係 契約担当

TEL: 0889-42-3791 FAX: 0889-42-7320